開発事業地球温暖化対策計画書
作成マニュアル

開発事業地球温暖化対策計画書制度

平成 22 年３月

川　崎　市

はじめに

川崎市では、地球温暖化対策に地域から取り組むために、川崎市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、これに基づく地球温暖化対策を着実に推進してまいりましたが、地球環境問題が世界的に喫緊の課題となっている中で、より積極的に取り組むため、平成２０年２月に。経済と環境の調和と好循環を推進し、地球規模での地球温暖化対策を推進する「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CC かわさき）」を発表し、さらなる対策の強化に努めてまいりました。

川崎市の二酸化炭素排出量の推移をみますと、２００７（平成１９）年の排出量は、１９９０年と比較して３．９%の減少と、全体では削減を達成していますが、民生（家庭）部門は６６．４%、民生（業務）部門は５５．２%とそれぞれ増加しており、こうした部門で対策が急務となっています。

こうした排出量の実態とともに、こうした CC かわさきの理念の具現化と施策の体系化を図るため、平成２１年１２月には「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例案」を川崎市議会に提案し、可決成立しております。

この条例に根拠を有する開発事業地球温暖化対策計画書制度は、開発事業については、当該事業終了後、長期にわたり供用されるため、事業の計画段階において、自主的に温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるような取組を促し、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

本マニュアルは、開発事業者の方々に制度の趣旨やしくみをご理解いただき、地球温暖化対策を積極的に推進していただくために作成したものです。

開発事業の地球温暖化対策を進めるうえでは、設計段階で域内のエネルギー需要を把握し、具体的な対策を検討することが重要です。本マニュアルが有効に活用され、地球温暖化対策の取組が行われることを期待します。

平成２２年
川崎市

目　次

第１章　川崎市開発事業地球温暖化対策計画書制度について 1
　１　制度の目的 1
　２　根拠法令等 1
　３　提出対象事業 1
　４　提出の手続き 2
　５　提出内容等の公表 4
　６　指導及び助言 4
　７　勧告及び公表 4
　８　開発事業地球温暖化対策計画書の提出手続きの流れ（フロー図） 5

第２章　開発事業地球温暖化対策計画書への記載事項 6
　１　温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容について 6
　２　再生可能エネルギー源の利用について 10
　３　特定建築物の評価の目標について 13
　４　各種届出様式及び記載例について 14

第３章　開発事業区域内の標準的なエネルギー需要量等の計算の考え方等 25
　１　計算の基本的な考え方等 25
　２　用途別の具体的な計算方法 27
　３　計算例　：　共同住宅の場合 30

第４章　条例・規則等 33
　１　川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例及び施行規則対照表 33
　２　開発事業地球温暖化対策指針 39

第１章　川崎市開発事業地球温暖化対策計画書制度について

１　制度の目的

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成２１年条例第５２号）（以下「川崎市地球温暖化対策推進条例」といいます。）では、その目的で「温室効果ガスの排出の抑制等を図り、もって低炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ことを掲げています。

開発事業地球温暖化対策計画書制度は、開発事業については、当該事業終了後、長期にわたり供用されるため、事業の計画段階において、自主的に温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるような取組を促し、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

２　根拠法令等

- 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例(平成２１年川崎市条例第５２号)
- 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成２１年川崎市規則第９０号)
- 開発事業地球温暖化対策指針(平成２２年川崎市公告第１０２号)

３　提出対象事業

提出の対象となる開発事業については、次のとおりです。

（１）　条例上の義務となるもの

対象となる事業については、次のとおり、川崎市地球温暖化対策推進条例及び川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成２１年川崎市規則第９０号）（以下「川崎市地球温暖化対策推進条例施行規則」という。）に定められており、該当する場合は、温室効果ガスの排出抑制等を図るため実施しようとする措置の内容等について、開発事業地球温暖化対策計画書を提出してください。

> 川崎市地球温暖化対策推進条例
> （開発事業地球温暖化対策計画書）
> 第１７条　規則で定める開発事業（以下「特定開発事業」という。）をしようとする者（以下「特定開発事業者」という。）は、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「開発事業地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。
> （１）氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
> （２）開発事業を行う土地の位置及び区域
> （３）開発事業の概要
> （４）温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容
> （５）再生可能エネルギー源の利用に係る検討の結果
> （６）その他規則で定める事項
> 川崎市地球温暖化対策推進条例施行規則
> （特定開発事業）
> 第１１条　条例第１７条第１項の規則で定める開発事業は、開発区域(都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１３項の開発区域をいう。）の面積が１ヘクタール以上の開発行為であって、新築する１又は２以上の建築物（以下「予定建築物」という。）の床面積の合計が５，０００平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。

（２）　任意の提出となるもの

特定開発事業者以外の事業者についても、次のとおり、開発事業地球温暖化対策計画書を提出することができます。

> 川崎市地球温暖化対策推進条例
> （開発事業地球温暖化対策計画書）
> 第１７条　略
> ２　特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、開発事業地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することができる。

４　提出の手続き

特定開発事業をしようとする方は（以下「特定開発事業者」といいます。）は、「開発事業地球温暖化対策計画書」を作成し、当該開発事業が川崎市環境影響評価に関する条例(平成１１年川崎市条例第４８号)（以下「川崎市環境影響評価条例」といいます。）第２条第２号の指定開発行為に該当するものにあっては同条例第１８条第１項の規定により条例環境影響準備書（以下「準備書」といいます。）を提出する日までに、それ以外の開発事業にあっては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の９０日前までに市長に提出してください。

また、特定開発事業者以外の事業者も同様に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を作成し、当該事業が川崎市環境影響評価条例第２条第２号の指定開発行為に該当するものにあっては同条例第１８条第１項に規定する準備書を提出する日までに、それ以外にあっては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の９０日前までに市長に提出することができます。

なお、指針に定める様式については、電磁的記録もあわせて提出してください。

（１）　開発事業地球温暖化対策計画書の提出

開発事業地球温暖化対策計画書（規則第４号様式）は、表１に掲げる図書を添えて、正本・副本(計２部)を提出してください。提出書式は、次の川崎市ホームページからダウンロードできます。

アドレス：http://www.city.kawasaki.jp/30/30tisui/jyourei/index.htm

提出にあたっては、開発事業地球温暖化対策計画書の記載方法等について、事前に御相談ください。また、川崎市環境影響評価条例の指定開発行為に該当し、準備書を作成した場合には添付する資料を省略することができますので、この点も事前に相談してください。

（２）　開発事業地球温暖化対策計画書の変更の届出

開発事業地球温暖化対策計画書に記載されている事項を変更する場合は、「開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書（規則第５号様式）」により、正本・副本（計２部)を届け出てください。

ア　変更後速やかに

【変更事項】

・氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・開発事業の名称及び目的
・工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日
・予定建築物が川崎市公害防止等生活環境保全条例第１２７条の４第１項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第５号に規定する環境性能の評価の目標

※　添付資料はありません。

イ　変更に係る工事着手予定日の１５日前までに

【変更事項】

・開発事業を行う土地の位置及び区域
・開発事業の概要
・温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容
・再生可能エネルギー源の利用に係る検討の結果

※　添付資料は、表１のうち、変更に係る部分の図書のみとします。

（３）　開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業の中止の届出

開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業を中止した場合については、「開発事業中止届出書（規則第７号様式）」により、速やかにその旨を届け出てください。その際は、正本のみの提出をお願いします。

（４）　開発事業の完了の届出

開発事業地球温暖化対策計画書に係る事業を完了した場合については、「開発事業完了届出書（規則第６号様式）」により、速やかにその旨を届け出てください。その際は、正本・副本（計２部)の提出をお願いします。

表１　開発事業地球温暖化対策計画書の添付図書

行為の区分	図書等	備考
(1)　開発事業地球温暖化対策計画書の提出(正本･副本(計２部)) （川崎市環境影響評価条例第２条第２号の指定開発行為に該当するものにあっては同条例第１８条第１項の規定により準備書を提出する日までに、それ以外にあっては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の９０日前まで）	①開発事業地球温暖化対策計画書 （規則第４号様式）	
	②委任状	開発事業者に代わって、設計者等が届出を行う場合
	③添付図書	
	位置図	方位、対象事業区域の位置、道路及び目標となる地物
	現況図	方位、対象事業区域の位置、道路及び目標となる地物、等高線
	土地利用計画図	縮尺、方位、対象事業区域の境界、敷地内における建築物又は予定建築物等の位置並びに対象事業区域に接する道路の位置及び幅員
	造成計画平面図	縮尺、対象事業区域の境界、切土又は盛土及び地盤の計画高
	開発事業地球温暖化対策計画 （指針第１号様式）	開発事業地球温暖化対策指針に示す計画
	開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料	開発区域内の予定建築物で想定される標準的なエネルギー需要量等を計算した資料（詳細は第 3 章参照)
	エネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料	削減されるエネルギー量等を計算した資料（詳細は第 3 章参照)
	再生可能エネルギー源を利用した機器の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料	機器の導入によって削減されるエネルギー量等を計算した資料(詳細は第 3 章参照）
(2)　開発事業地球温暖化対策計画書の変更の届出(正本・副本(計２部))	①開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書 （規則第５号様式）	
	②委任状	開発事業者に代わって、設計者等が届出を行う場合
	③添付図書	変更に係る部分の図書
(3)　開発事業の中止の届出(正本のみ)	①開発事業中止届出書　（規則第６号様式）	
	②委任状	開発事業者に代わって、設計者等が届出を行う場合
(4)　開発事業の完了の届出(正本･副本(計２部))	①開発事業完了届出書　（規則第７号様式）	
	②委任状	開発事業者に代わって、設計者等が届出を行う場合
	③添付図書	
	開発事業地球温暖化対策結果 （指針第２号様式）	開発事業地球温暖化対策指針に示す結果
	写真	概観等

■　提出・届出先（直接次の窓口までお持ちください。）
環境局地球環境推進室
〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町 1 番地(第 3 庁舎 17 階）
TEL　０４４－２００－２５４５

5　提出内容等の公表

提出・届出いただいた開発事業地球温暖化対策計画書等の概要は、担当窓口及び川崎市のホームページで公表します。公表する内容は次のとおりです。

- 事業者の氏名又は名称
- 主たる事務所又は事業所の所在地
- 開発事業の名称
- 開発事業を行う土地の位置及び区域
- 開発事業の目的
- 工事着手の予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 開発事業の概要
- 主な建築物の内容
- 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容
- 再生可能エネルギー源の利用に係る検討の結果
- 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境保全条例第１２７条の４第１項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第５号に規定する環境性能の評価の目標

6　指導及び助言

開発事業地球温暖化対策計画書の内容について、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言を行う場合があります。

7　勧告及び公表

特定開発事業者が開発事業地球温暖化対策計画書の提出並びに開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書、開発事業完了届出書及び開発事業中止届出書の届出をせず、又は虚偽の提出・届出をした場合には、必要な措置を講ずるよう勧告する場合があります。また、特定開発事業者以外の事業者が虚偽の提出及び届出をした場合も必要な措置をとるよう勧告する場合があります。

なお、勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

8　開発事業地球温暖化対策計画書の提出手続きの流れ(フロー図)
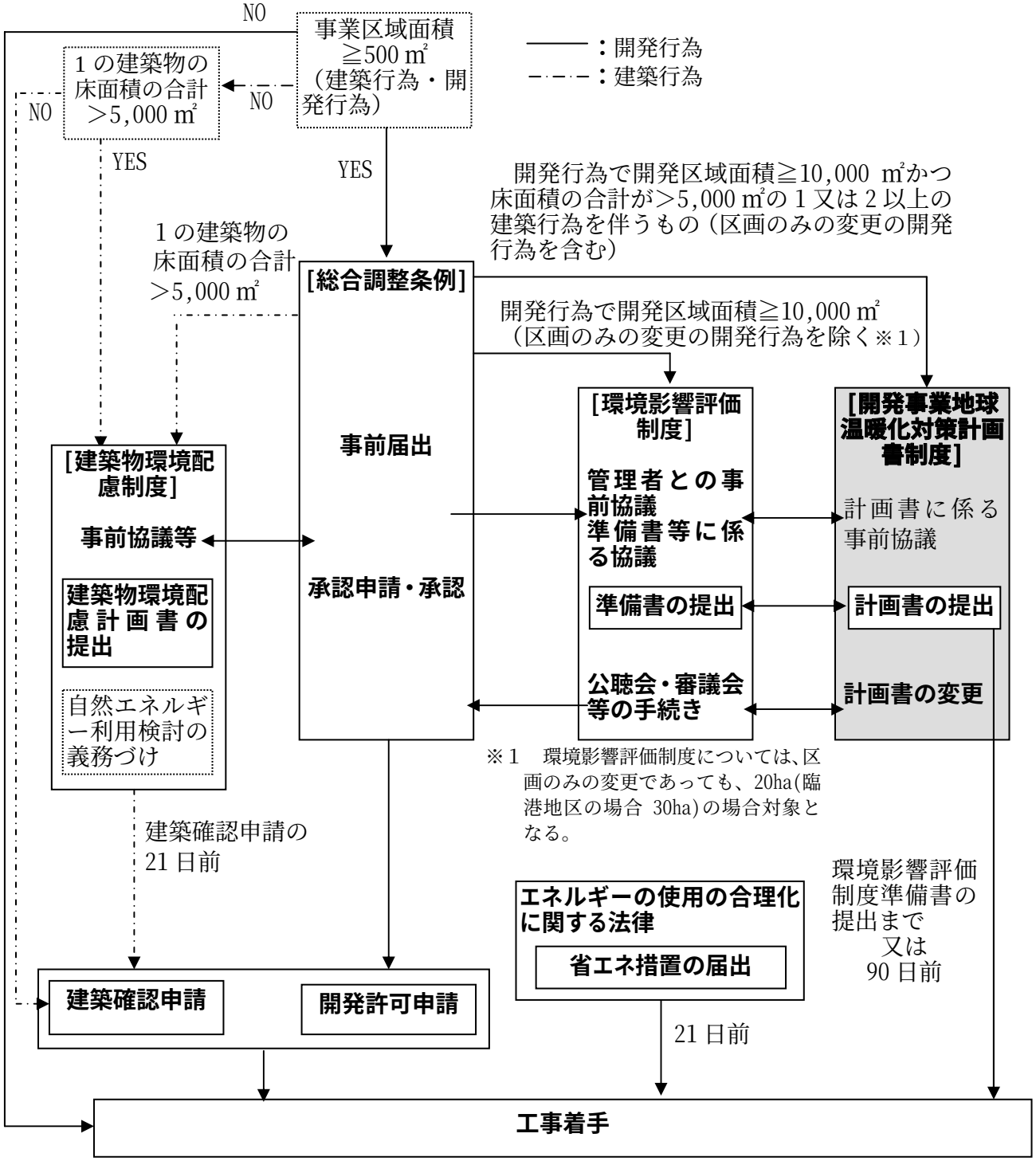
[開発事業地球温暖化対策計画書等のフローイメージ]